

四国中央市公営企業公正入札調査委員会要綱

平成19年 6 月21日

訓令第33号

(設置)

第1条 公営企業が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(建設工事に関する調査、測量及び設計業務を含む。)、製造の請負、物品の購入(物品の修繕及び印刷製本を含む。))及び業務委託(以下これらを「公営企業工事等」という。)の競争入札及び随意契約の談合に関する情報(以下「談合に関する情報」という。)並びに四国中央市入札契約事務に係る不当要求行為等対応要綱(令和4年四国中央市訓令第20号)第2条第5号に規定する不当要求行為等(以下「不当要求行為等」という。)に関する情報に対して的確な対応を行い、公営企業工事等の契約の適正を期するため、四国中央市公営企業公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 談合に関する情報に対する具体的対応の検討
- (2) 談合に関する情報の公正取引委員会への通報
- (3) 談合に関する情報に係る事実の調査
- (4) 不当要求行為等に関する情報への対応
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公営企業工事等の競争入札及び随意契約の公正な執行に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表のとおりとする。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、公営企業入札担当課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令の施行に関し必要な事項は、管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第29号)第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。)が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月27日訓令第18号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日訓令第6号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月1日訓令第27号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第21号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中四国中央市水道局公正入札調査委員会要綱第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第11号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第10号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中四国中央市水道局競争参加資格審査会要綱第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月4日訓令第22号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年5月8日訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月30日訓令第21号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	副市長
副委員長	総務部長
委員	経営企画部長 都市整備部長 水資源部長